

令和2年度第5回男女平等推進市民委員会議事録

日時 令和2（2020）年9月9日（水）午後6時45分～8時45分

場所 国立市役所北庁舎 第7会議室

出席委員 谷川委員長、池田副委員長、遠藤委員、太田委員、至田委員、古旗委員、本田委員、
武藤委員、山下委員

事務局 宮崎政策経営部長、吉田市長室長、高橋市長室長補佐、大塚主事、庄司主事

【委員長】第5回委員会を始めます。事務局から資料の確認等をお願いします。

【事務局】資料1「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の改正案と、参考として「市議会からのパートナーシップ制度（案）に対する意見」です。以上です。

【委員長】今日は改正案の最後の確認をし、次は市長への答申式になるので、思い残すことがないようにお話しいただけたらと思います。

それでは、「市議会からのパートナーシップ制度（案）に対する意見」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】去る9月4日金曜日に、市議会の総務文教委員会がありました。この委員会では、この後条例を提案する際に、条例について審議します。現在コロナの状況で、このパートナーシップ制度については書面での報告を予定していましたが、議員の皆さんときちんと意見交換したいということで、公式な総務文教委員会が終わった後に委員の皆さんに残っていただき、部長と私が制度を説明しました。そこでの意見は、公式な意見としてこの委員会にご報告することについて了解をいただいています。

まず、この資料を大きく2つに分けています。①から⑩は「議員からの主な質疑」です。①2者の関係とした理由について等々。②2者に限定し、複数を排除していくことの見解について。③2者や双方という記載をなくせるかどうかについて。④双方が成年に達していることの理由について。⑤通称名について。通称名の場合はどのような確認をするのか。⑥事実婚の方たちは、パートナーシップ制度でどのようなメリットがあるのか。⑦この制度によって、病院や不動産等の効力の及ぶ地域、国立市外でも効力が及ぶのか。⑧アウトティングに関して、具体的な考えを持って最大限の配慮をしてほしいということ。⑨不動産屋等での利用の際のアウトティングの危険性について。⑩プライバシーを守る意味での電子申請が考えられないか。最後に⑩パートナーが亡くなった場合に新たなパートナー関係を結ぶ手続についてどのように考えているか。

こちらの意見は、これまでの委員会での議論を踏まえて事務局で説明し、基本的には、納得、ご了解を頂いているものと理解しています。

続きまして、「議員の主な意見」の3つについて、本日改めて皆様のご意見、ご審議を頂きたいと思っています。

まず、「2者の関係について」です。1点目は、パブリックコメントで複数の方からいただいた複数の関係についての要望を無視したのではなくて、実際の婚姻関係に一步近づけるという意味としてまずは1対1の関係とした、ということを理解したという意見です。これは、1対1の関係のほうがいいのではないかという意見です。

2点目、複数の関係というのにはあり得るので、2者に限定し、それ以外を排除していくのなら、現状は賛成しづらい。2者にするなら、「すべての人が」、「誰もが」という表現は変えるべきであると。

「すべての人が」、または「誰もが」というのはパブリックコメントの説明資料に載せていた言葉で、「すべての人が」、「誰もが」と言っておきながら、2者以上の方は認めないとするのではつじつまが合わないのではないかというご指摘でした。

3点目、現在、複数の関係を規定する法律はない。法律を超えたものを条例で制度として認めていくことには慎重であるべきだというご意見でした。

続きまして、「周知・啓発について」です。1点目、この制度が普及していくためにも、不動産屋に対して制度が意義のあることだと分かっていたらできるように働きかけてほしい。

2点目、制度ができた際には、市内の不動産業や医療関係に個別に周知し、アウトティングに留意するよう申し入れてほしい。

3点目、パートナーシップ制度がなくなるくらい当たり前になることを目指してほしい。制度の普及や学校教育での啓発活動等を行ってほしい。

4点目、制度ができた際には、宅建協会または三師会、法律関係の団体にも周知してほしい。これは制度ができ上がった際に、事務局として働きかけをしてほしいというご意見でした。

最後に、「プライバシー、アウトティングへの対応について」です。1点目、申請をする際のプライバシーの配慮について考えてほしい。2点目、アウトティングには最大限配慮した運用をしてほしい。条例で規定しているアウトティングの禁止については、最大限配慮したパートナーシップ制度にしてほしいという声が議員の皆さんから非常に多く出ていました。ですので、周知・啓発やプライバシー、アウトティングについては、実際の運用の中でしっかりとやっていきたいと思っています。「2者の関係について」は、様々な意見がありましたが、基本的には大半の議員がこの制度は2者関係で進めるべきだという意見だったと理解しています。一部の議員からは、やはりパートナーシップとして2者以外、3者以上の関係もあるのではないかという意見が出ていました。説明は以上です。

【委員長】 それでは、今の事務局の説明を受けて、2者をどうするかについて先に議論をしていきたいと思います。

前回、条例上2者という言葉を外して、規則の中で2者と書いていくのはどうかという、折衷案が出ていたけれども、役所の公務的な取扱いについての確認はどうでしょうか。

【事務局】 前回の意見について、市の法務担当及び文書法制係という条例の文言を整理していく部門に確認を取りました。その中では、条例上2者という規定をせずに、規則または手続で2者と絞っていくやり方では、条例と規則の間に齟齬が出てしまう。条例の中で何も明記がなければ、仮に3者以上の方がこの制度を使いたいとなったときに、条例で認められてしまうように解釈できるということで、条例を公布するにあたっては、そこは明確にすべきだという意見です。

よって、前回いただきました案として、条例には明記せずに規則で縛るというやり方は、基本的には難しいです。ですので、前回事務局で示しましたとおり、2者という表現は、これまでの議論からすると入れる必要があります。今回お渡しした条例の条文の案でも、2者という言葉を入れてあります。以上です。

【委員長】 ということは、折衷案で、3者以上の方々を排除するわけではないということ表現しようとしたけれど、その方法は取れないことが分かりました。

【委員】 検討ありがとうございました。余白を残すやり方は、ほかにもいろいろあると思う。国の立法だと、条文ではこうするけれども、附帯決議で、3年以内に見直しするとか今後検討を重ねるとかがある。

例えば、性同一性障害特例法するときにも、要件を子どもがいないこととしたけれども、附帯決議で3年後に見直すとして、未成年の子がいないことになった。そういうのもあります。

あと、条例でできるのか分からないですが、取りあえず今は2者の関係にしたけれども、家族の多様性を考えた場合に、2者だけにとらわれず、多様な家族について引き続き検討するという、附帯決議はあり得ますか。

【事務局】条例か規則かということはいま一度説明しますと、条例で最も大切な部分は曖昧にしておくべきではない。規則に委ねるべきものは、運用上臨機応変に対応したほうがいいもの、例えば補助を出すときに、所得基準については条例ではなく規則に記載します。

2人なのか3人以上なのかというのは、今回のパートナーシップ制度で最も大事な部分なので、条例上明確にしておくべきだというのが文書法制系の考えでした。

附帯決議というのは行政側から提案するものではなくて、行政から提案した条例案等に対して、議会側が認めるけれどもこういう附帯決議を添えるという形です。3人以上を認めるべきだと言う議員に、附帯決議をつけたらどうかと話をしたけれども、その議員は、附帯決議は行政の受けとめ方でどうとでもできるし、忘れられてしまうということをおっしゃった。しかし、そんなことは決してなく、附帯決議で例えば3年以内に見直しの検討をすることになれば、絶対に守らなければいけない義務はないけれども、市は議会を尊重してしっかり対応することを求められる。附帯決議は結果がどうなるかは別として、ある程度影響力があります。

議会側から附帯決議を出すという議論があつてしかるべきですが、行政からこういう附帯決議をつけてという提案はできないと思います。

【委員】もしその附帯決議がつけば、行政も全く無視するのではなくて、今後検討しますと議員の方々に言えるということか。

【事務局】そうですね。あと、1つ明確にしておくやり方としては、例えばこの委員会においても今後複数の関係を検討する必要があるのではないかという意見があつたことを、制度としてはこのようにしているが、今後に向けては、そういった状況について引き続き検討、あるいは必要な対応を行政に求める意見を答申に記載しておく。そうすると、それは議会にも資料として示されるので、それを踏まえて附帯決議として出てくる可能性は高まる。

あとは、事務局が事前に説明するときに、委員会の中でそういったお話もありましたと伝えることはできます。

【委員長】議会は市民の代表なので、議会が附帯決議を出すのか出さないのかは分からないけれども、行政と議会の信頼関係の中で、恐らく国立市において附帯決議が忘れられてしまうことはないと思う。2者が複数かについて時間を使って議論をして条例には書いた。ただしパブコメの中にも複数の方からそういう意見があり、高齢者の支えあいの家族のようなものや、様々な家族形態が今後認められるべき世の中であつて、それも見直されたほうがよいということを答申に書くことで、今回、改正の条例案で2者という表現でよいかどうかを確認したらいいと思う。

資料1の条例第2条第10号、「互いを人生のパートナーとし、その人権を尊重し協力し合う継続的かつ対等な2者の関係」という表現でよいかどうか、ご意見あればお願いします。

【委員】私はこれでいいと思います。2者かどうかだけが今、争点になっていますが、どちらかというと、人権を尊重し協力し合うという新しい定義のところは特に反対や異議が出なかったことがすごく新鮮な、うれしい驚きでした。

【委員長】10号、互いを人生のパートナーとして、尊重し協力し合って継続的でかつ対等であるという、これは同性婚でも事実婚でも法律婚でも本来あるべきものだけれども、損なわれがちであるので、ここにそれが書き込めたことはとても誇りに思える。最後のほうに対等と入れたほうが良いというご意見だったと思います。ほかに、このことについてご意見がある方はお願いします。

【委員】この文言に異議はないのですが、非常に幅広く解釈が可能な文言だということには変わりがない。2者を入れるか入れないかだけが争点になってしまいましたが、高齢の方々の支え合いとか、それ以外にも私たちが想定していない形でのパートナー関係の内実を、この定義であればかなり広く含み込めるという意味で、私はいいなと思っています。

ただ、パートナーということの意味合いが読む人によってはかなり幅がある。解釈に幅があるのはいいことですが、偏って捉えられる危険性もある。例えばもう1つの資料の「議員の主な意見」の1点目に、実際の婚姻関係に一步近づけるという意味で2者という文言を理解したとあります。パブコメを無視したわけではないという文脈で書かれていますが、ここでの議論では、必ずしも実際の婚姻関係に近づけることを目指しているわけではなくて、むしろそれを超えるものをつくりたいという前提で話をしていたはずなので、そこはやはり伝わりにくいのだと思う。どんなに説明しても、非常に難しいことだということを変更して思いました。

【委員長】そうですね。素晴らしいご指摘だと思います。実際の婚姻関係に一步近づける、それもゼロではないけれども、そういう次元ではない議論をしたつもりだということですね。

【委員】私も、本当にするどい指摘だなと思う。実際、同性婚があちこちの国で認められた経過を見ていくと、今までの法律婚ではない新しい関係を認めていこうという人たちではなくて、プラス今ある婚姻関係に近づくという方向で認めてくれた人とがダブルになって認められていっているという経過もあります。

一方で、このパートナーシップ制度を評価してくださる方の理由が少し食い違うことはあるにせよ、制度として立ち上がると、きちんと可視化されていったり、あるいは、制度を運用する側が伝えていくことで近づいたりという側面もあるかもしれないけれども、今までの制度に捉われない新しい関係性があるということが結果的に広がっていくと思う。

なので、この周知・啓発と両輪で回っていく必要がある。周知・啓発がないままだと、婚姻関係に一步近づけたというだけのものになっていきかねないので、そこは重要な指摘だと思います。

【委員】法律婚は今の法律で認められているので、実利があるのだろうと思う。法律婚に近づけるとその実利に近づいたらいいと思います。この委員になって最近そういった情報が目に入ってくるようになった。鳥取県が県の職員のパートナーでも結婚の休暇や扶養手当を認めるという報道を見て、スタートとしては、市としても実利があるものをつくっていったらいいのではないかと思います。

【事務局】11月開催の議会に向けて準備している中で、国立市も事業所として行政側に休暇関係と手当関係を考えてほしいという話はしました。

休暇に関しても、条例改正が必要です。例えば育児参加休暇は、休暇の条例の中で対象が男性職員となっている。これを変える必要がある。

職員課も、条例改正が必要だということで検討を始めたと聞いています。さらに、扶養手当も積極的に考えてほしいという話をしましたが、なかなか一步踏み込んだ検討には至っていないようです。国の法律の中で、扶養手当の中に配偶者手当などありますが、男女の婚姻関係を基本としている。そこに、この条例に基づくパートナーシップ制度の受給をされた者というのを付け加えてもらえれば、

可能になってくる。11月の議会に提出しようとしたけれども11月は難しいので、3月議会に向けて検討してもらっています。

【委員長】そうすると、パブコメの中にもあった、市内事業者としての国立市役所がお手本というか旗印になっていくということで、すごく心強い。役所ができなかったら一般企業は難しいという考えもある中でやっていけたらと思います。ほかにどうでしょうか。

【委員】事実婚というのはどうやって確認されているのですか。

【事務局】条例上は事実婚も配偶者手当の対象としますという規定になっているけれども、事実婚の届出があつて配偶者手当を認めている例があるのかどうか、それは職員課の守秘義務があるので私どもでは知り得ていません。

手当関係の書類に明記してもらい、事実婚を何をもって確認するかというのはまたあると思います。もしかしたら実態としては出てきていない可能性もあります。出てきたときにどう判断するか余地はあります。

【委員】住民票の中に未届の夫、妻という表記がありますよね。事実婚の場合、そういう表記ではないのですか。

【事務局】例えば条例等では、配偶者という言葉の後に括弧つけて内縁関係も含むという表現をしていて、それは事実婚も含んでいます。規則や条例の中には、配偶者という言葉しかないものがあり、それは基本的には法律婚だけを指します。

【委員】住民票で、実態として同居の年数の確認はできますね。

この2者の話について、私もかなりこだわっていると言ったと思うのですが、ほかの市民の皆さんとこの話をしたときに、そもそも陳情から始まっている話だという話があつた。要望としては、実態としてパートナーなのに全くそういう取扱いがされない、そういう不利な状況を変えたいという、いわゆる実利の意味合いが強かったと思った。私が、でも法律上の結婚に近づくのはいかがなものかと思うと言ったら、それはそれだけでも、実際に今の世の中で困っている、ある意味人権侵害が起きているのであれば、そこは改善しなければいけないわけだから、とにかく陳情の趣旨を尊重すべきだという話がされた。思想や理想を市民委員会で掲げるのは結構だけれども、最初はそこなのだとおっしゃられて、それはそうだと思ひ直した。

この2者に関する考え方について、議員からは2者の婚姻関係に一步近づけるという意味で出てきたのですか。

【委員】いわゆる法律婚が正しくて、正しい法律婚にこのパートナーシップ制度を近づけるべきだというニュアンスだったら、いかがなものかと思う。

【事務局】そのようなニュアンスではありませんでした。

【委員】だとしたら、実際に生活していく上で不利益を被らないように、最大限の優遇をする、合理的な配慮をするというのはいい。2者という言葉を使うということを確認されればいいと思う。あと、附帯決議という話も今あつて、これは議員から出てくる可能性はないのですか。

【事務局】まだ、事務局の情報としてもありませんし、そのような動きも見えてはいません。

【委員】そうすると、私たちの思いを表すとしたら、答申の中で述べるということになると思います。附帯決議は議員に限らず、市民が条例に附帯決議を出してくださいと書いて意見書を出したときに、出す場合もありますよね。例えば陳情者でも、市民が、条例改正についてこの附帯決議をつけてほしいという意見を議会に提出することはできますよね。

【事務局】そうですね。各議会で陳情という手法で、市民でなくてもいいですけども、意見を頂くという手続はあります。

【委員】市民の方がどうしてもこだわりたいことがあったら、議員でなくても、陳情で附帯決議をつけてほしいとおっしゃってもいいと思います。

【委員】答申にこのことを書き込む必要があると思うのですが、つけ加えたいのは、パブコメで複数の関係についても盛り込んでほしいという要望が、1人からではなく複数の方から寄せられたにもかかわらず、この委員会としてそれを断念せざるを得ない結論になったということについて、どういう理由づけを文章として残すのかということ。前回まではできる限りパブコメの意見を反映した条文ということで、ここでは一致して結論が出たので。ただ、その後の確認で難しいとなったときに、あっさりここで前回の議論を引っ込めるわけではなく、こういう意見があって大事にすべきだということは十分分かっているけれども、それが盛り込めなかったと理由を書くのは結構難しいことなので、確認したほうがよいと思います。

【委員長】そこをうまく書かないと、我々の議論がどこかに消えてしまって残念だと思う。その中で、例えば、議員から附帯決議が出たり、もしくは市民から陳情が出ることに期待しますというような結びにはなると思うのです。

今回私たちが目指したものが、法律婚を超える新しい関係性と、法律婚を補完する制度という2つをはらんでいたわけです。どちらにもきつとそうだよねという人がいる。何と言ったらいいのでしょうか。何かご意見ある方。

【委員】前回出た意見としては、1つは、そもそも陳情から始まった条例改正であり、その陳情の内容に照らしていくと、到達点を引き延ばし過ぎではないかという話は出ていて、3者以上の関係を認めてほしいという内容の要望が陳情で寄せられていたわけではないということを確認した。なので、それが実際に市民の要望としてどの程度成熟したのものとしてあるのかが今の状況では確認ができないことが、1つの理由として挙がっていたと思います。

それに対して、パブリックコメントで複数の方からそういう要望が寄せられていて、それは陳情という形ではないけれども、要望があった以上は検討せざるを得ないということで、それを陳情と同レベルで扱うべきか、あるいは、まだ複数の関係を条例に盛り込むための情報収集や、それがほかに及ぼす影響についての検討が十分にはできていないという、消極的な理由づけでしか答えられないのかなと今の時点では思う。一言で言うと、機はまだ熟していないということです。

【委員】私は弁護士として、ゲイのカップルの方の相談を受けてきた。ずっと差別偏見を受けてきて、オープンにできなくて苦しんできた方々がようやく声を上げてきて、婚姻届が受理されないのを分かっているも役所に届け出たり、裁判が起きたりとか、ようやく可視化されてきた。国立でも名前を明らかにして陳情されて、自分の言葉で語られたということで、新しく制度を作りましようとなってきたところで、パブリックコメントで複数の関係についての声も出てきた。これについて足りてない、消極的というよりは、ようやく同性カップルについて声が上がってきたところに、複数の少し見えてきた。どちらかという少しプラスな感じで受け止めている。複数を希望する人たちの声や生きづらさが、さらに同じように出てくるといいですねという意味合いで、取りあえず今は2者としますということ。

足りていないから排除するのではなく、今回これをきっかけに当事者の方が陳情してくれて、パートナーシップ制度をつくるに当たって、複数の関係についての声が複数出てきた。これをきっかけに

さらに今後につなげていきたいという書き方だと思います。

というのも、まだ3者で婚姻届を出した事例を見ていないので、パブリックコメントで同性カップルについて少しずつ出てきたものの、ようやく初期段階になっているのかなと思います。

【委員長】今回、俯瞰して考えると、同性婚だけではなく事実婚、それから、市内在住だけではなく、在学、在勤まで対象者を認める中で、踏み込んでいるわけです。我々としては精いっぱいそこはやったつもりです。そういう意味で、確かに私たちの中では1つのピースを諦めて手放すような感じがあるのですが、例えば複数婚や複数の同居の形で、生きづらさや不利益、差別、偏見に困っている人たちがいたら、この方々が勇気を得て、声を上げてほしい。私たちとしては、そこはやり残した感がなくはないけれども、できれば何年後かにそういったことについて見直しを図るような声が出ること。あと、役所にはそういった様々な共同生活の形や婚姻も、既成概念にとらわれずに今後やっていってほしいというようなことを書けたらと思います。

【委員】おおむね今のまとめ方で伝わると思うのですが、1点だけ。まだ顕在化されていないニーズをこちらが把握するために、当事者と呼ばれる方々に声を上げてほしいというよりは、この委員会は次の期も続いていくはずなので、委員会の姿勢として、今後、市内にあるはずの様々なニーズの掘り起こしのための調査を継続していきたいという意味表明のほうがポジティブだと思う。不利な立場に立たされ苦勞を抱え込まざるを得ない人たちに、頑張っって声を上げてというよりは、声を上げやすい環境を今後この委員会でどうつくっていくかを引き続き議論するということがポイントだと思います。

【委員長】そのようなことはできるのですか。

【事務局】今、皆様にお配りしました条例案の第18条の推進委員会のところがこの市民委員会です。第3項、「委員会は、男女平等参画の推進に関し、必要と認める事項について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる」という規定があります。これが、諮問と一致してくる場合もありますけれども、こういった委員会からの意見を基にということも1つは考えられると思います。

【委員長】我々の任期は決まっているけれども、基本的には諮問に応じて活動しているので、言っただけでやらないのは気持ちが悪い。あと、1つ問題だと思うのは、声を上げにくいから上げていない人に、あなたたちが頑張っって言えば叶うかもしれないよという、カミングアウトの強要のようなニュアンスにならないよう、そういうことを言っているのではないということが分かるように書かなければいけないと思います。

諮問がないのにニーズの発掘、把握はできるのかという点はどうでしょう。

【事務局】提言という形でできます。

1例として、文化芸術の推進条例あるいは推進基本計画をつくるに当たって、文化芸術の推進会議をつくって、そこで諮問して答申をいただきました。そのときに、社会教育委員の会議の諮問事項には入っていないのですが、社会教育委員の会議の中に関わっていききたいという声がありました。社会教育委員の会に関係があるから、必要に応じて文化芸術推進会議の議論の状況を報告し、それに対して意見を頂くことはできると話しました。社会教育委員の会が意見を取りまとめてくださって提出いただいたというケースがあります。

今おっしゃった内容についても、諮問するやり方もありますし、諮問しないで、事務局と調整した上で提言を頂くという形がやりようとしてはあると思います。

【委員長】やれることだけを書きたいと思います。

【委員】これを機に当事者の人に声を上げてほしいということなのですが、前回配布された資料のパ

ブリックコメントの10や11を見ると、多様なパートナーシップの在り方があるとか、2者を消してほしいと言ってきた人たちが当事者である可能性はないのかと思います。

【委員長】あると思います。これはパブリックコメントをどう取るかに大きく左右されていて、正直、こんなにパブコメをひとつひとつを丁寧に扱っている委員会とはほかにないと思う。パブコメで出た意見を反映させたいというのはもちろんあるが、陳情や議員から出る附帯決議とは、軽視するという事ではないが、一定の差はあっていいと思う。

だから、その方々は当事者かもしれないし、自分たちが出したパブコメの意見が認められなくてとてもがっかりされるかもしれないけれども、そこに対しても何らかのメッセージとして応えたいということだと思います。

【委員】少し違う角度から。私の友人で、婚姻制度や家父長制度にすごくこだわっている人がいる。一度結婚して、DVで離婚して、パートナーができて、事実婚をしていて、籍は絶対入れないと頑張っていた。ところが、自分たちが年老いて死んだときに、この遺骨の始末を家族にさせるとお墓に入れられてしまのは絶対に嫌だということで、お互いに遺言状を書いた。でも、そのときはまだパートナーシップ条例もないし、証明もなかった時代なので、あっという間に籍を入れてしまったのです。

自分たちがこうしようと思ったときに、関係性や暮らしを法律で制約されているけれども、逆に自分たちのしたいことのためにその法律を使うのだったら、それしかないのだからそれはしょうがない。自分たちの生き方を全うするために婚姻制度を使わなければいけないのだったら、それはそれで使うつもりだといって、あっという間に、ちゅうちょもなくしたことにすごく驚いた。

そういう意味では、法律で縛るべきだ、きちんと人権を保障していくべきだと、パブコメにもそういう趣旨で書いてあったと思うけれども、1人1人の努力や個人の趣味の問題ではないという主張ももちろんある。一方で、その法律を使うという越え方はあるということを感じた。

いろいろなことにこだわる人がさらっとそれをやってのけたことに驚いて、なるほどそれも1つの生き方だよねと思ったので、私たちが一生懸命頑張っているものをつくろうとするのはいいけれど、できないこともあるし、限界もあるし、ごめんなさいと言わなければいけないこともあると思う。そのうえで、でも思うところは一緒だというメッセージが伝わればいいのではないかと思います。

【委員】パブリックコメントの前の資料1の3番に、総務文教委員会でポリアモリーも含めるべきとの意見が挙がりというのがあったと思うのですが、その議事録はあるのか。

【委員】12月12日の総務文教委員会でポリアモリーについて議論された内容が第1回目の参考資料として配られていました。

【委員長】資料をお持ちでない方もいらっしゃると思うので、少し読みます。

委員の質疑で「現状法律として結婚できないカップルというのは、兄弟間であったりとか、複数、妻妻夫とか夫夫妻とか、様々なパターンで想定できると思うのです。そういったところもパートナーという言葉になると疑問なところも出てくるかと思うのですが、そういったところも包括的に認めていってあげたほうが私はいいのではないかと思います。」というのがあります。

それに対して陳情者が「3人、そこがごめんなさい、なかなか分からなくて、例えば極端な話、既婚者のカップルがいて、片方が同性愛者で、その人が恋人を持っている場合もということを目指すのでしょうか。要は同性の不倫関係にあるとか。」と答えました。

委員の質疑に戻りまして、「不倫とかではなくて公に双方、3人が認め合っている場合というのが、私は例外でなくあるというのをテレビとかでも見たことがあるし、宗教上それを認めているものもあ

るし、様々考えられると思う。」という意見に対して、陳情者は「自分は当事者じゃないので」と回答されて、委員が行政にも聞いてみますとなった。だから、このパブコメの3番の「複数愛も利用対象に含めるべきとの意見が挙がり」というのは、話題になったということ。

【委員】その後はまだ話が続いていて、同じ委員の方が、「可能性としてはかなり低いとは思いますが、なくはないのかなと思います。」少し飛ばして、「こういった仕組みを作ってほしいと思います。」ということは言われているのです。

【委員長】そうだとしたら、「パブコメでも、総務文教委員会でも話題になっている。だから、これを読んだ当事者の方が決して自分たちは存在を否定されたわけではない」ということを書くことになると思う。

【委員】賛成です。

【委員長】パートナーシップ制度に関する市議会からの意見は今まで話題になってきたことなので、今この時点で新たに上げていくものはないように見受けられます。周知・啓発がなければ、制度を一生懸命つくっても、どこに行ってもそれ何みたいな感じになってしまう。この周知・啓発について、事務局で動きがあるようならば教えてください。

【事務局】国立市内には複数の医療機関がありますが、何百床というベッドを持っている大きな総合病院は残念ながらありません。なので、国立市民の方は恐らく近隣の、立川や府中、国分寺の病院を使われることが多いと思います。先日、近隣の大きな病院に、国立でこういった制度を検討しているということで、お話をしました。

府中にある大きな病院は、そういったニーズについて、国立の証明カードがあればより病院内では意思疎通が図りやすいということで、正式に制度ができれば、ぜひ話に来てほしいということでした。

立川の病院ではそういった事例があまり出ておらず、想定していなかった。今後に向けては大変重要な課題なので、すぐに病院内のしかるべき会議にかけて検討していきたいとの話を頂いています。

制度ができれば、改めて病院にはしっかりとお話をしに行き、正式な証明書等をお見せした上で、共有を図っていききたいと思います。

一方、不動産については、国立市内の不動産屋の何店舗かと少し話をしています。全国にチェーンとして展開しているところに伺うと、同性カップルの方が相談に来た場合には、大家さんの了解が最終的に必要になりますので、大家さんに対しては、同性カップルという言い方ではなくて、共有して部屋を使いたいという形だということで、了解を取っているそうです。

もう一方、古くから国立で運営されているところに伺ったところ、後から、聞いていた話と違うということになっては大家さんとの信頼関係が築けないので、こういう関係性であるという実態をしっかりと伝えるべきだということでした。そのときに、国立市の証明カードや制度があれば、不動産側としてもよりしっかり説明ができるということで、制度ができ上がった際には国分寺市と合同でやっている宅建協会にまず説明に上がるということではできるといってお話を頂いています。

捉え方は様々ですが、あまり否定的な感じではないです。実際には、病院も不動産屋も、そういった事例が少ないけれどもあるようですので、大もとの組織に私たちからしっかり周知・啓発をしていくことで、より広がっていくのではないかと思います。

また、議会からももう少し大きなところにもアプローチしてみたいという話がありましたので、そこはしっかりとしていきたいと思っています。

一方市役所では、各部署がパートナーシップ制度に基づいてサービスを提供できるかどうかについて

て、調査していきます。原則、広げて解釈できるものについては、そうしていきたいと思います。

また、市町村の広報部門では、市報をしています。市報に家族のイラストを載せる際に、おじいちゃん、おばあちゃんがいて、お父さん、お母さんがいて、子どもが2人いるという典型的なイラストを家族として出してしまう。こういったところにも、同性カップルの方や同性同士の方が一緒にいるようなイラストもぜひ入れていこうという話はしています。様々な角度でこの制度をしっかりと伝えていく努力をしていきたいと思っています。

【委員長】大変心強いお話ありがとうございました。

戒名についても、LGBTのカップルとか、男の人の戒名と女の人の戒名は違うけれども自認する性でつけるとか、そもそも性別を意識させるような戒名をつけないお寺とか、いろいろあるのです。

お葬式を上げるときに、そういうお寺で気持ちよくお葬式があげられるような社会になってくるといいなと思います。それも、一朝一夕にはできなくて、徐々にと思うけれども、その機運を高めるための条例改正になってほしいという願いを込めたということを書ければと思います。

それでは、条例第2条第10号はこれでよしとするでいいですね。

パートナーシップの届出、第10条。受理証明書の交付を希望する者は、市長に対しパートナーシップ届を提出できる旨の規定。

【事務局】条文自体は、審査の中で変わる可能性がありますので、こういった規定を入れるということを示しています。

【委員長】パートナーシップ届を提出できます。そして、パートナーシップ届が提出されたら受理証明書を交付します。事業者は、事業活動の中でパートナーシップ届出制度に基づく受理証明書に関し、必要な措置を講じてください。それと、公表を行う場合は本人の意思を十分確認した上で行わなければならない、そういったことを10条として盛り込んでいく。

国立市としては、そもそもの条例の大もとをつくった時点から、アウティングの禁止に一生懸命取り組んできたわけで、この4項はどういうふうに書いたら行き届くのか。ご意見があればお願いします。

【事務局】補足させてください。10条の4項は、条例の8条第1項、第2項を踏まえています。8条の1項には、DVやセクハラ、性的指向、性自認等を含む性別を起因とする差別、人権侵害は絶対に行ってはならないということを入れてあります。次の2項は、アウティングの禁止だけではなく、性的指向、性自認等の公表に関しては、本人の意に反する公表は駄目だということです。これを踏まえ、公表を行う場合、例えば不動産屋や職場に受理証明書を持ってこられた方がいた場合に、その方の情報を職場内で共有しないといけない場合があると思います。そのとき、誰まで伝えていいかは、必ず本人に確認した上で進めてくださいということで、アウティングの禁止についても一歩進めた表現が必要だと考えています。そのような表現として入れてありますので、改めてご確認いただければと思います。

また、最後第20条に、この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めるとあるのは、規則でさらに細かいことを定めますということで、年齢ほか、これまでの議論で出たさまざまな項目は、全てこの後、規則で具体的に書いていく予定です。

【委員長】10条第4項について、公表を行う場合は本人の意思を十分確認した上で行わなければならないという書きぶり、本人の意思を確認しないで公表してはならないという書きぶり、どちらがいいのでしょうか。

【委員】どちらでなければいけないということはないと思うのですが、法律家の感覚からすると、個人情報保護法があるので、事業者が顧客の個人情報を公表すること自体が相当例外であるので、8条第2項との平仄を合わせる形で、本人の意に反して公にしてはならないと書いたほうが自然だと思います。

【事務局】公表という言葉を入れたかった意味合いは、例えば職場で休暇制度を使いたいということで受理証明書を持ってこられた社員がいたとします。まずは、人事の部門の窓口担当がそれを受け付け、そこで誰に話をしているのかとなると思う。

先日区部で、そのようなやり取りの中で性的指向・性自認がばれてしまった事例があり、こういうことに配慮したいということで入れた表現です。なので、公表だと世間一般に公表するというイメージが強いので、お話を聞いてその表現は適切でないと思いました。

【委員】分かりました。人事担当者だけとか、組織の中でということだとしたら、「パートナーシップの届出、受理証明書の提示があったときに、その情報を共有できる範囲は限定する」のように、少し書き方を工夫したほうがいい。今の「公にしてはならないと平仄を合わせる」というのは撤回します。

事業者と言われたときに、職場の福利厚生で使う場面と、不動産屋や病院で使う場合と両方一緒にしようとするから混乱したと思う。例えば、その情報を共有する範囲について、事業者の中でも内部の一部に限定するというように、ぱっと読んでも分かりやすい表現に工夫する必要があると思います。

【委員長】そうですね。だから、公表じゃなくて情報共有なのかな。例えば、不動産屋がそれを提示されたら大家さんに言うのも情報共有なので、それを本人への確認なくやってはならないという文章にしたいということですね。情報共有の目的と範囲について、確認なくやってはいけない。その2つを確認しないでやってはならないということだと思います。

【委員】必要な措置を講ずるために、その事業者が事業活動の中で、何人かの人とその情報を共有しなければならない。そのときに、アウトティングにつながらないように気をつけなければいけない。必要な措置を講ずるのは努力規定で、その際にアウトティングしてはいけないというのは義務規定。その関係がすっきりしない感じがする。

【事務局】3項の「必要な措置」は、この制度ができることで、各事業者が、先ほどの福利厚生制度など、同性カップルの方を対象とした職場内の制度の範囲をできるだけ広げるようにしてほしいという意味合いです。なので、ここを義務規定にしてしまうと、国立市内の事業者は絶対に、どこであってもどんな企業であっても職場内の制度をつくらなければいけないことになり非常に重いと思いましたので、ここは努力規定です。

4項は、受理証明書を利用する場合の、その情報の共有の範囲という意味合いです。

【委員】例えば不動産屋にアパートを借りに行ったときに、2人で住みたいとカードを出した。その場合、不動産屋は大家さんに確認をしますよね。もちろんそのときも、ご本人に、大家さんにはお伝えしますがいいですねと確認をする。問題は、それを聞いていた不動産屋の従業員がねえねえとうわさするのがアウトティングなのだと思う。関係各機関に言わなければブロックがかからない。職員だったら誰でも勝手に見られますがそれはいけませんよということ。利益を得るために発行されているカードや証明が、逆に利益を行使するときに邪魔になる。事業者はこういう手続的な規定や規則、ルールをきちんとつくる必要はあると思うけれども、むしろそういう人が来たときの職員や社員の対応の仕方や捉え方もきちんとしていくということ。カードが出されてお話を聞くときに、「奥のお部屋で聞いたほうがいいですか」と聞いて配慮するとか。そういうことを、事業者はきちんとやるということ

なのではないかと思えます。

【委員長】そうですね。だから、周りで聞いていた人が、今日こんなお客が来たと言ったり、大家さんへの提示についても確認を取らなければいけないですね。前者は防止しなければならず、後者は確認を得なければならない、というのを両方盛り込んでいく。届出を持ってきたのだからみんな知っていていいのでしょうか、ということではないということだと思えます。

【事務局】横で聞いていた社員がアウトティングすることは禁止ですが、もともと第8条で明確に規制をかけられているのです。これは、パートナーシップの届出に関することにとどこまで対応していくかというところで、第3項で事業者が行う必要な措置というのは、積極的にいろいろな対応をしてくださいということとともに、社員に対する取扱いについても積極的に努力して定めてくださいというものです。

4項は、受理証明書を提示する方は何らかの目的を持ってくるので、その目的を達成するために、合理的で必要な範囲内において、本人の了解を取った上で話ししてくださいと具体的に決め込んだものです。

ですから、今、議論していただいた中身をこの3項と4項に盛り込んでいく。その盛り込み方が少し技術的に難しいと思えます。

【委員長】必要な措置というのは、積極的に受理証明書を提示されて得られるものと、余計な使われ方をしないようにするという、両方ともが事業者に必要な措置であるということが分かるように、条文をお考えいただくということでもいいですね。

【委員】10条第1項の「受理証明書の交付を希望する者は」の「者」を、「市民」と書いてよいですよ。市民の定義が、居住する者、働く者、学ぶ者になっているので、市民にした上で、規則でもう少し細かくすることはできますか。

【事務局】厳密には、国立市内で活動する方も指していて、例えばボランティア活動や、実際他市に住んでいても国立で活動する方は、条例全体の定義には関わっています。なので、市民という言葉でここで使って齟齬がないかを確認した上で、問題なければ使います。

あと、第10条にパートナーシップ制度について盛り込んでいます。第9条が計画のことを書いており、第10条をなぜこの位置にしたのかですが、第9条が第2章の基本的施策をうたっている。それより前の条はもう少し根本的なところ。第9条は、第5次推進計画を指します。第11条は広報、第12条はアクションですので、今回のパートナーシップの位置づけとしては、この第9条の計画の後、広報等の周知行為は一般的にやっていきますので、この上が適切かと思ひ、今回ここに入れています。

【委員長】それでは、答申式までの流れを教えてください。

【事務局】条文自体は答申式より後になります。今回の議論全体をまとめたものが答申になりますので、条文の細かな表現は検討に少し時間がかかります。

【委員長】答申式は17日の10時ですね。可能なら答申文を皆さんに見ていただいた上で提出したいと思っています。時間的に移動が許されるなら、ステーションで答申式をやりたいと思うのですが、どうでしょう。

【事務局】必ずしも市役所で受けなければいけないということはないと思ひます。ただし、ステーションの場所の確保及び市長の公務の関係がありますので、この時間で可能であれば調整、検討します。

【委員長】来れそうな委員の方はいらっしゃいますか。

【委員】大体10時からどれくらいの時間ですか。

【事務局】答申式は、最初に委員長から答申書を市長にお渡しいただきます。その後は意見交換で、参加された委員の皆様と市長との懇談として、全体で1時間以内には終わると思います。

【委員長】では流れとしては、私が答申をつくり、それを皆さんに見てもらおう。ぜひ、忌憚のないご意見をお寄せください。

【事務局】最後は委員長に一任という形でよろしいですか。これまでの男女平等推進市民委員会では、最後の2回から3回にかけては答申書を皆さんに議論していただいていたのですが、今回はこのようなスケジュールの中で、本日ぎりぎりまで制度の内容を議論していただきました。答申書としては、これまで論点整理シートで各項目を議論してきたことはしっかりと載せたほうがいいと思いますので、事務局の案を用意しています。委員長からの正式な総まとめの部分や、ポイントのところは委員長にお願いする形になりますので、この後、委員長と詰めて、タイミングが合えば皆様にも案をお伝えできればと考えています。

【委員長】分かりました。それでは議論は終わります。

では、最後に簡単に一言ずつ頂いてもいいですか。

【委員】3期6年間この男女平等推進市民委員会で委員をさせていただいて、計画をつくって、点検評価をして、条例をつくって、パートナーシップができてという、すごくコアな機会に委員会に携わったのだなと振り返っています。教えていただくことが多くて、とても勉強になる、すごく意見が活発で、本当にすてきな委員会だと思っていました。どうもありがとうございました。

【委員】私もこの会議が大好きで、建設的な議論がたくさんできますし、いろいろな新しい考え方を学ばせていただきました。2003年に弁護士登録をして、2007年ごろ、セクシュアル・マイノリティが人権問題だという認識すら社会が持たなかった中で、行政の方や市民の方々がこういう議論をしていることが、想像もできなかった。本当に達成感がありますし、これからさらに前に進めたいと改めて思った次第です。どうもありがとうございました。

【委員】この会を知ったときにはまだ学生で、世の中でマイノリティに対する向かい風が強いと思ってそういうものを学んでいたとき、ここに一步入ると追い風しかなくて。そういうところを見て本当にすごいなと思いました。圧倒されてなかなか意見を出すことができなかつたのですけれども、私自身すごく学ばせていただきました。教員として、違うところでこれを生かしていきたいと思っています。2年間ありがとうございました。

【委員】ここに来る前は小金井市と狛江市と国立市3市の男女共同参画の共同研究会に3年ぐらいつつ携わっていました。そちらは市民の方しかなくて、こちらは有識者の方のお話も聞くことができたので、本当に自分の興味も広がったり、ちょうど大学でも修士論文を書いている時期だったので、そのときにも随分役立ち、知見が広がったと感謝しています。ありがとうございました。

【委員】専門外で市民として参加させていただいて、私もいろいろなところに関心を持って、「タンタンゴはパパふたり」という有名なペンギンの、子育てをする本を買って子どもに読み聞かせしたりとか、子どもはそれを気に入って何回も読んでと言ったりとか。あと、レインボープライドに上の子と一緒にいたり、自分の生活や子どもたちにいい影響があつて、とても勉強になりました。本当にありがとうございました。

【委員】私も6年間務めさせていただきました。ありがとうございました。本当に6年前は全くこういうことはほとんど自分のこととして思っていなかつたのですが、この間、レインボープライド等に

も参加させていただいたり、こちらの委員会にも、委員というより勉強に来ているような感じで本当に失礼してしまったと思います。今回条例が改正されますが、こちらにいらっしゃる方とか、当事者、陳情者は、そのことをとても意識している方々なので、条例もすぐ入りやすいと思います。けれども、大事なものはそれを取り巻く人たちにどう浸透させるのかというところで、自分の業務と照らして、こちらで勉強になったことを生かしたいと思っています。ありがとうございました。

【委員】私は今期初めて参加させていただきました。前からこの委員会の存在は知っていましたが、参加させていただくことが決まって大変光栄に思ったのですが、私の職場である市内の大学でいろいろなことがあって、不安と恐怖で打ち震えている学生たちに大したことをしてあげられていないという無力感がずっとありました。組織は変わりにくいところがある中でも微力ながら戦い続けてきたのですが、なかなか及ばず。

その一方で、国立市の非常に心強い動きをこの委員会の皆さんが引っ張り、それ以上に恐らく職員の皆さんのサポート等が非常に大きかったのだらうと思って、心から感謝しています。この条例ができ、さらにパートナーシップ制度もできるという大きな流れの中で、そこに関わることができたことを大変ありがたく思います。私は次の期も一緒するのは難しいと思うのですが、また機会があったらぜひ参加したいと思っています。私もこの会が毎回とても楽しくて、2時間で終わってしまうのがもったいないと思いがらいつも帰っていました。それと、非常に多彩な皆様とのつながりができたことに心から感謝しています。ありがとうございました。

【委員】私も今回初めて参加させていただき、とても楽しかったです。言いたいことをいっぱい言わせていただきました。私は市民として40年近く国立に住んでいるので、やはり国立市の条例をととても大事なものだと思っています。女性支援の活動をしているので、まさしくここで議論されている課題は常日頃から周りを取り巻いている問題と重なってくるのです。そういう意味では、条例は日々の市民の暮らしには何の関係もないようなものがとても多いような気がするけれども、実はとても大事なものであって、その大事なものを市民が自分の手でつくり、委員会や行政などみんなで作りに上げていくという、その過程がとても大事だと思う。つくったらそれを暮らしの中に生かしていくことができないと意味がないと私はいつも思っています。だから、できるだけこういう条例を作るときこそ、リアリティを持って考えていかないと全く意味がない。きれいごとだけ書いてある条例になってしまうという思いが強かったので、いろいろなことをたくさん言わせていただきました。

そういう意味では、個人的な思いというよりも、毎日毎日いろいろな相談を受けたり、支援をしていて、コロナ禍もあって、すごくしんどいことがたくさん起きる中で、時々ここに来て皆さんとこういう先を見て、未来を見つめながらものを考えていく時間というのは、私にとってもすごくリフレッシュできて勇気をもらう時間だったので、ありがたかったです。だから、いいものができてきたと思うし、私たちは完璧なことにはできないけれども、1ミリでも1センチでも少し前に進めたらいいという思いでやってきました。こうして皆さんと一緒に答申ができるというのはすごくうれしいことだと思って、感謝しています。行政の皆さん、夜遅くまでお付き合いいただき本当にありがとうございました。これからもこれをご縁に、またいろいろなどころでお会いすると思いますので、よろしく願います。ありがとうございました。

【委員長】ありがとうございました。私、本業はスクールソーシャルワーカーで、別の自治体でいわゆる子どもオンブズの仕事をしています。この会に来ると、意外と自分の中のジェンダーバイアスが追い出せないと思う場面がたくさんありました。委員長はファシリテーターなので、うまく委員会が

運営できることを心がけてきたつもりですけれども、本当に不十分で、皆さんの広い心と、お人柄と、素晴らしい見識と、市民感覚と、そういったものに支えられて委員会をやってきたという期間でした。本当に誇りに思います。点検評価については皆さんいろいろな思いがあると思いますけれども、まだまだこれからのもの。だけれども、この条例とパートナーシップは本当に誇りに思えるものだと思いますので、またメンバーが代わったり、形が変わったりいろいろあると思いますけれども、どこかでまた一緒にできればと思います。本当にありがとうございました。

では、本日はこれで終了します。その他、連絡事項はメール等でお願ひします。ありがとうございました。

--- 了 ---